

## 第23回関西広域連合委員会

日時：平成24年7月26日（木）

午後2時10分～午後3時20分

場所：都道府県会館4F402会議室

**開会 午後 2時10分**

○広域連合長（井戸敏三） お待たせいたしました。第23回関西広域連合委員会を開催させていただきます。

きょうは協議事項としては国出先機関対策についてと、東日本大震災災害廃棄物の広域処理についてでございます。

まず最初の国出先機関対策につきましては、国の内閣府の地域主権戦略室の渡会次長にお越しいただいておりますので、法律案等につきまして御説明をいただきまして、その後、質疑、意見交換をしたいと存じます。

それでは、渡会次長にお越しいただいておりますので、早速に渡会次長から法律案についての御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡会次長 内閣府地域主権戦略室次長の渡会でございます。皆様方には、日ごろから地域主権改革の推進に御尽力、御協力をちょうだいいたしまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

もともと私ども、稲見政務官がこの場に参上する予定でございましたけれども、あいにくちょうどこの同じ時間帯に衆議院本会議が重なりましたものですから失礼させていただきますまして、私のほうから御説明させていただきます。では、座って説明させていただきます。

このテーマでございます国のブロック機関の移譲につきましては、「アクション・プラン」推進委員会に井戸連合長や嘉田知事にも御参加いただきまして、何度も開きまして、6月8日にようやく政府案がまとまりまして、与党の事前審査というところに舞台が移っております。本日は、お手元でございます法律案の概要に基づいて、そ

の中身を紹介させていただきたいと思います。

法律案の概要という資料でございます。よろしゅうございましょうか。

1番、目的でございます。地方公共団体が広域にわたるものについて、自主的、総合的に実施できるように、後ろから3行目、国の特定地方行政機関という字を使っておりますけれども、要するに出先機関でございます、の事務の移譲を推進することを目的とするということでございます。広域の事務を移すというものでございます。

2番、基本理念。①が自主性、自立性、②が住民の福祉の向上、③が行政の効率化ということをうたっております。

3番、対象。(1)制度を利用できる主体。ちょっと耳なれない言葉遣いをしておりますけれども、要は国のブロック機関を移す先でございます。2以上の都道府県が加入する広域連合であって、2行目ですが、区域が出先機関の管轄区域、で括弧がありますけれども、括弧飛ばしますと4行目、を包括するもの、出先機関の管轄区域を包括する広域連合、並びに北海道と沖縄というのが対象でございます。

次のページをおめくりいただきますと、(2)として移譲対象特定地方行政機関、どのブロック機関が対象になるかというものでございます。これはこの関西広域連合、それから九州知事会から御要望がございました経済産業局、地方整備局、それから地方環境事務所、この三つを特定しております。

4番が国と特定広域連合の責務でございます。①国側は特定広域連合に対し必要な支援を行わなければならないとし、逆に②特定広域連合側は国に対し必要な協力を行わなければならない。双方に協力の努力義務規定を置いております。③は3行目の真ん中あたりからですね、特定広域連合を組織する地方公共団体のとございますけれども、広域連合を組織する各都道府県等が持っている事務のうち、国から移譲される事務に関連する事務、これを併せて実施するよう努めなければならない。平たく言いますと、持ち寄り事務のことをここで規定しております。

5番、基本方針の策定。①で政府は基本方針を閣議決定により定めるとしまして、

その内容は②にあるとおりでございます。中身は省略します。

次のページへまいります。

6番、移譲計画の認定。①特定広域連合は、3行目、広域連合議会の議決を経て、5行目ですね、括弧がございますけれども、以下、「事務等移譲計画」というがございます。移譲計画を作成し、総理大臣の認定を申請することができます。その移譲計画の内容は②でございます。

以下、少し飛ばさせていただきます、次の4ページ。7番の事務等の移譲というところがございます。①先ほど内閣総理大臣に申請することができるというその移譲計画について、総理の認定を受けたときは、2行目の真ん中ですが、事務が広域連合に移譲される。移譲計画の認定をもって、事務の移管が行われるということでございます。②でございますが、その移譲事務について、2行目、広域連合の長に対する国の関与、括弧がございます。この括弧が長いんですけれども、この段の一番最後、を政令で定めることができるということにしております。

次、5ページ。

③でございます。認定を受けた特定広域連合は、毎年度、3行目の末尾ですね。移譲事務の実施に関する計画を作成し、国の行政機関の長、各省大臣ですが、大臣に協議し、その同意を得なければならない。したがって、立ち上げるときに、内閣総理大臣の認定を受けますが、立ち上がった以降も毎年度、実施計画を作成するということになっております。

8番、認定を受けた特定広域連合に関する特例等というところでございます。①で認定を受けた特定広域連合については、理事会制の規定の適用を除外する。現在、国会に提出しております地方自治法の改正で盛り込まれます理事会制の規定の適用を除外する。平たく言うと独任制とするということにしております。①で独任制を規定しておりますが、②のところで規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。ここで合議制の要素も取り入れているということでございます。その

下のほうの⑥と⑦がございませう。この法律案を作成するに当たって、各方面から一番議論があったところと申し上げてもいいかと思うところでございます。災害対策の関係でございます。⑥移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長というのは各省大臣ですが、各省大臣は非常事態の場合、特定広域連合長に対し、4行目です、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。その段落の末尾ですが、当該要請に応じなければならないという応諾義務を課しております。⑦行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合、これは東日本大震災のような大規模災害の場合、この場合は次のページになりますが、広域連合長に対し必要な措置を指示することができるということをここで認めております。

9番、事務等の移譲に伴う措置。(1)は職員の引き継ぎで、移譲対象特定地方行政機関の職員、現在国のブロック機関の職員は、事務が移譲された日において広域連合の相当の職員となる。(2)財政上の措置。国は事務を実施するために必要な財政措置を講ずるものとする。よく「3げん」と申し上げますが、権限、人間、財源、これがそのまま移管されますということを書いております。

あと10番で、内閣に全閣僚で構成する推進本部を置くということにしております。

これが法律案の概要でございます、その下にもう1枚、1枚紙で閣議決定の案文が用意されているかと思ひます。

法律案には、その三つの出先機関が仕事をする上で根拠となっている法律名をすべて書き出してありますが、その法律、各法律に規定されている具体的な条項、3,000条項、これは仕事の数と、ある意味では申し上げられると思ひます。その3,000条項を一つ一つ精査していく必要がございませう。今精査の途上でございまして、各省との間で、これは特定広域連合に移しましょうという合意が得られたものが別紙1として、この閣議決定の本文の後ろにずらずらとつきます。それから、まだ合意を得ていないものについては、この閣議決定の本文の2番をごらんいただきますと、別紙2に掲げるものというのがございませう。24年中を目途に結論を得て、閣議決

定を行うということにしております。年内に残りのものについても去就を明らかにして、3,000条項の手当てを明確にするということでございます。

この閣議決定の本文の3番でございます。ちょっとこれややこしいんですが、法令で個別に規定されていないものであって、移譲の対象になった事務等に関連するものを移譲関連事務等というということを書いております。個別に法律で具体的に書かれていないもの、3,000条項以外のものであっても、広域連合が地域における事務として自ら実施することにより、移譲対象出先機関と同様の役割を果たすこととする。どういうことかと言いますと、個別法律で個別具体的に書かれていない権限であって、権限というか事務であっても、いろんな事務を幅広く出先機関が現在実施しております。今回のこのスキームは、いわゆる手挙げ方式で、地域によっては国の出先機関がまだ残っているところもございます。そういうところも合わせて、ナショナルベース、全国的に例えば統一的な調査を行わなければならないというときには、残っている国の出先機関と同じように移管された広域連合も共同して事務ができるようにするという趣旨をここで書いております。

とりあえず私からの説明は以上にさせていただきます。

○広域連合長（井戸敏三）　　ありがとうございました。

それでは、御質問なり御質疑なり御意見ございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ、仁坂知事。

○副連合長（仁坂吉伸）　　私、この法律がちょっとおかしいとか何とか言って文句を言っております、それで今はおかしくないなと思って納得しておるんですけども、それでも文句がありまして申し上げておきますと、何がおかしいと言ったかという、今さっき最後に言われた点について、実体法で書いてないやつも設置法に基づいていっぱいやっ取るぞと、それも移譲すると言わないとおかしいんだから、設置法で書いたらいいんじゃないかってまあ言うたわけです。そしたら絶対書きたくないと言って、それで、じゃあ法律的な手当がないのと言ったら、5条にあるというこ

とになって、それで自治体側が、つまり広域連合側が協力をせないかんというふうな根拠をつけた。というので、法律の根拠もあるから、一応いいということになるのかなというふうには思っています。だから間違いの法律ではないと。

しかし、ふとバランスを見ると、こういうことを協力してやりなさいよというようなことは、この一編の条文により我々が遵守義務を持って、国が勝手にこれやってねと言ったら、はいと言ってやらないかんということになる一方、移譲しますというほうについては、法律と政令の二重の縛りをつけて、それでひょっとしたらそこからいろんなものが無理にこり抜けていく可能性がある。5条の考え方が正しければ、残りの条文はきゅっとまとめて、現在、支分部局がやっているものについては移譲すると書けば同じことではないかと。それで、それに対してどうしてもちょっと違うというものは、例外的に例えば適用除外条項を少しテクニカルに置けばいいというふうになるのになど。この非対称性はものすごくエレガントではないなど。対等である国と広域連合との関係を前提にすると、非常に不愉快な気持ちになると。しかし間違いではないから文句は言わないでおくかというぐらいの気持ちでございますので、それをお伝えしておきます。

○広域連合長（井戸敏三） 平井知事。

○委員（平井伸治） ちょっとこの後抜けるので、意見を申し上げて失礼をさせていただきますと思います。

このたびのこの法案ですね、先ほどもいろいろと議論していたんですが、関西経済連合会とも議論をさせていただきましたが、ぜひ政府として決意を持って国会へ提出し、成立を図っていただきたいと思います。

実は私は中国地方のほうにも属している鳥取県のことになりますが、近々政府側にこの特定広域連合を目指すということでの表明を正式にさせていただくという段取りが決まりました。ここ関西で始まりました運動が西日本全域に広がっております。今ここで、もう権限移譲はやりませんよなんていうことになったら、これはもう政府の

大失態であるということをぜひ肝に銘じてやっていただきたいと思います。

それから今の御説明の中で、9の(2)のところですね。財政上の措置と書いてあります。先ほどのところで基本的には措置をするんだというお話であります。二つの財政上の措置があると思います。一つは人員を引き継ぐわけでありますから、その人員についての十分な措置がなければなりません。さらに例えば補助事業だとか、あるいは直轄事業などいろんな事業、それぞれの支分部局でやっておられますが、そういう事業費にわたるところですね。これに色がつけられてしまって、地方側に移した分はかすかすですよということになったら、これは全く意味がないということになります。それから二つの意味で、十分な財政上の措置がなされるということをごきちんとしてこれから打ち出していただく必要があるのではないかというふうに考えております。

また、仁坂知事のほうでおっしゃいましたように、政令だとかこの閣議決定のほうで、事務の引き継ぎがどこまでなされるかという範囲が今後限定されてくる可能性があります。そこについては当然ながら、当事者である関西広域連合の意見を十分聞いて、その措置はしていただく必要があるということをご申し入れたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、お二人の意見に渡会さん、すいません、答えられるところを答えていただけますか。

○渡会次長 まず、仁坂知事からの話でございます。

極めて立法技術的な側面の話がございまして、設置法で書かれている所掌事務と個別作用法で書かれている権限の関係でございます。

かつては設置法にいろいろ大臣の権限が書かれておりましたけれども、平成13年の省庁再編のときに、設置法上の権限規定はすべて削って、権限は実体法で書くということになりました。所掌事務というのは事務の範囲、内閣の行政事務をA省はここからここまでやる、B省はここからここまでやるという範囲を定めているだけが所掌事務ですね。それに対して具体的に各大臣がどこまでできるか、届出の受理あるいは許可することができる。あるいは場合によっては許可した事業を停止命令をすること

ができる。どこまでできるかという深さ、これは権限として各実体法に書くことに整理いたしました。これは国民の権利を制限し義務を課す場合は、法律に明確な根拠がなければならないという発想に基づいた整理だと私は理解しております。その各大臣の権限が政省令で出先機関の長に落ちています。その権限を広域連合長に移して、広域連合長が行使できるようにするというのですから、各作用法で個別具体的に書かれている権限規定、これをつかまえて移譲するというのが法律の立て方になっております。

ただ、現実世界ではいろんな事象が日々現出しますので、各省は個別に書かれている権限規定を使うのではなくて、設置法で書かれた所掌事務の範囲でできることをやろうということをお願いしております。例えば調査事務とか、あるいは節電の要請とか、そういう調査とか要請というのは行政客体に対して拘束力はございません。あくまでも任意の協力を求めるもの。だから法律の明確な根拠がなく、その範囲を定める所掌事務だけでやれるわけですね。ただ、実際にそういう仕事、いっぱい出先機関がやっていますから、それも必要ないということにはならない。やっぱり誰かがやらなきゃならない。それをその法律上の明確な権限規定じゃないので、法律で移すというふうには書けないけれども、一般的に広域連合の事務としてできるようにしようというのが5条でございます。すみません。そういう意味で、これかなり法制局とも議論させていただきまして、そういう整理にさせていただいております。

それから、平井知事から、今国会に提出して成立をしようと、こういうお話でございます。アクション・プランという閣議決定で、24年通常国会に法案を提出し、翌々年度、移譲を目指すというその閣議決定に基づいて仕事をしてきておまして、ようやく政府部内、法案がまとまったと。ただ、今、与党の事前審査という手続、これが必須でございますので、与党のほうに今議論をお願いしているという段階でございます。私ども政府としては、その与党の議論をお待ちしているということで、そちらがOKサインが出れば直ちに国会に提出できるように、私どもも準備をしております。



それから、財源の話でございます。これは私、さっき説明の中で「3げん」と申し上げました。「3げん」のうちのまず権限、どの権限が移るかということで仕事の量が決まります。その仕事の量が決まったら、その仕事をこなすための人員がどのぐらい要るかという、人間の量が決まります。それで事業費と人件費が算出されて、じゃあ幾ら財源措置をすればいいかという、最後の財源が決まってくる。そういうふうな権限、人間、財源という順番で話がずっと詰まっていくものですから、今のこの時点で財源を幾らどういう形で移すかということは、まだお答えできる段階ではないんですけれども、いずれにしても広域連合が移譲事務を実施するために必要な財源はちゃんと国が措置しますという法律を規定しておりますので、それに従って詳細詰めていきたいと思っております。

あともう一つは、今後政令と閣議決定案を詰めていく過程で、関西広域連合の意見をよく聞くということでございます。今後の詳細の詰めにつきましても、アクション・プラン推進委員会でもんでいくことになると思っておりますけれども、アクション・プラン推進委員会には従来から井戸連合長、嘉田知事にも来ていただいておりますので、そういう場を使って十分に御意見を拝聴しながら進めてまいりたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　　仁坂さん、どうぞ。

○副連合長（仁坂吉伸）　　別にお答えいただかなくてもよかったんだけど、言われてしまったので、それではまた申し上げますが、実体法、それから権限、それから行政サービスというような御説明がありましたが、そういうことはよくわかっております。ただ、前の行革があったときに、設置法の考え方を変えたとおっしゃったけれども、言っておられるのは任務というのがなくなって、任務と所掌事務というのが、二つあったのを一つにしたということだと思っておりますね。しかし、それは分けただけじゃなくて、基本的には任務的な意味を所掌事務の中に持ち込ませたと考えるべきじゃないかと思っておりますよ。というのは、もしそうでなかったら、分けるのはいいけれども、やれという、やらなきゃいけないというのをだれがその大臣に授権してるんです

かということがあんまりよくわからないということになりはせんかと思うんですよね。それで、その法制局が実体法以外は書かないというふうに言っちゃったのがおかしいんじゃないかと私は思ってるわけです。書いたらいいじゃないかと思ったら、やっぱりちょっと書いてあって、それが5条なんですね。5条によって、我々は例えば調査に協力をして、同じようなタイミングで同じような様式でやらなきゃいけないということになるわけですが、そっちのほうのこれやってねというふうな義務はものすごく簡単に、大臣の一つの行政命令みたいなやつで、あるいは通知みたいなやつでほいほいとやらなきゃいけないことになり、それで一方でその移譲してくださるほうは、法律でわざわざ書いて限定的にしか移譲せず、かつその政令でひょっとしたら全部来ないかもしれないというふうになってるとするのは、何かバランスがよくないんじゃないかという意見を申し上げたわけです。

ただ、こんなことをつべこべ言って反対をしていると、それこそ早く閣議決定をして、早く国会に出していただかなきゃいけない趣旨からすれば、それに反しますからそれでも結構ですけどというふうに申し上げたつもりなんで、言われちゃったんで言い返しておきます。

○広域連合長（井戸敏三）      それでは飯泉知事。

○委員（飯泉嘉門）      私のほうからは2点申し上げたいと思います。

一つは今、仁坂知事も言われましたけれども、我々としても早くこれ閣議決定をしていただきたいということで、「アクション・プラン」推進委員会、こちらは、私の場合は関西広域連合の立場と、あとは四国広域連合、四国知事会の常任世話人の立場として出ているわけでありまして、そこで2点、あの場でも申し上げましたが、これは法律に書き込んでもらうのは、ちょっと速やかな法案の成立ということを考えると厳しいですから、今後、政令事項とかに落としていただけるのであれば、ぜひ同時並行で作業を進めていただきたいと、2点申し上げたいと思います。

1点は平井知事からも出た財政上の措置の関係についてです。これも今言われるよ

うな手順で進めていく、これも当然のことではあるわけですが、しかしばくつとした形ではなかなか。やはりこの財源の移譲の部分が肝となってくるところでありますから、例えば向こう3カ年とか5カ年とか、そうしたものの平準化をするとか、何か一定の基準といったものを明記をするといった点も、御検討を同時並行でお願いをしたいと思えます。

それからもう1点、これはちょうど四国と中国にかかわる件であります。つまり、今回の移譲対象機関、最初に言われたのが10幾つ、今回の法律で明記されようとしているのが三つとなるわけでありましたが、この10数の機関のうち中国と四国が一体になっているのは二つだけなんです。これは農政局と地方環境事務所と。今回の法律に載っているのが地方環境事務所ということで、この二つしか一体になっているがありませんので、今後の政令事項か何かでの御検討も同時並行でお考えをいただければなど。川端大臣のほうからは今後それは考えていきたいということは言われているわけでありましたが、今回の法律としてはなかなか難しいということは我々も理解しておりますので、この2点について今後の検討を同時並行に進めていただければと思えます。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） 嘉田知事、どうぞ。

○委員（嘉田由紀子） 事務局のほうでは大変抵抗の大きいところをここまで持ってきていただき、ありがとうございます。

これまでアクション・プランなり、あるいは政府の事前審査で主に3点の課題をいただいております。それに対して私どもも対応を取っているということで、簡潔に言わせていただきたいと思います。

一つは大規模災害対応でございますけれども、ここについては今までも申し上げておりますように、それこそ機能がなくなるのではなくて、出先機関のガバナンスが変わると、そのときにテックフォースなどは十分国の指示のもとで迅速に派遣、または

応援部隊を受け入れるということで、機能はしっかりと大規模災害対応に取り入れていく。あわせて、今の出先機関でできていないところ、防災・減災プランなども日常的に広域でつくり上げることで、関係府県民の安心・安全がより一層強化できるのではないのかと。ここは強調していただけたらと思います。

それから2点目は、意思決定が遅れて利害調整も難しいのではないのかということですが、ここについても広域連合は立ち上がって1年半、例えば災害対策についても意思決定はすぐにやってきておりますし、また広域連合議会の機能強化なども行うことで、一層迅速な対応が可能だということを申し上げたいと思います。

それから3点目は、市町村の意見ですが、知事会だけが先に走ってしまったんじゃないのかということで、ここは一部私どもも反省しながら、これまで出先機関と市町村との関係は逆にほとんどなかったわけですね。それを一層、基礎自治体が参画できるような仕組みということで協議の場を設けるなどのことも既に検討されておりますので、ここは強調して、ぜひ与党の事前審査のところで通るように、また事務方にもお願いをしたいと思います。

例えば市町村との意見交換も、この間、兵庫でやっていただき、また9月には広域連合としても説明会などを開催しようということにしております。それから本日、先ほど経済界の皆さんからもかなり応援もいただいておりますので、ここで法案提出できなかったら本当に今まで20年にわたる分権改革の努力も水の泡になってしまいますので、政局など色々あると思いますが、ぜひとも閣議決定、そして法案提出を、お願いしたいと思います。

以上です。

○渡会次長　　まず、飯泉知事からのお話でございます。

財源、いろんな財源がありまして、よくイメージできるのはトンカチの事業費とか人件費なんですけれども。それ以外にもいろいろと、例えば資機材、出先機関が持っている資機材の所有権どうなるのか、あるいは事業を発注してまだ金を払っていない

い債務、どうなるのとか、いろいろ議論すべき点があります。今、事務的にはそういう論点の整理は始めておりますけれども、まだちょっと内々の作業です。いずれまたいろいろ御相談させていただきたいと思います。

それから、区域の話ですね。中国、四国。これいろいろと難しいところはありますけれども、まずは関西、九州から御提案のありました3機関について、とにかく法律案を出し、それを成立させて、とにかく動き出すと、まずその第一段階を踏ませていただきたいと思います。その第一段階がスムーズに動き出せば、次の第二段階もまたやりやすくなるのではないかと考えていますので、まずは一つ目、御協力方よろしくお願ひしたいと思います。

嘉田知事からいろいろ御示唆をちょうだいいたしましたので、その点、我々も念頭に置いて各方面説明してまいりたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） そのほかにございますか。

山田知事はいいですか。

○委員（山田啓二） もうこの段階になりましたので。

この前、全国知事会でもこの出先機関の移譲について進めるようにという決議をさせていただきましたので、その点について、まさに全都道府県の意思であるということで重く受けとめていただきたいと思います。

それから細かく言えば、国と地方の協議の場がなかった当時は、国の都合でつくられたアクション・プラン推進委員会で協議してきたわけですが、その後、国と地方の協議の場とかが法律でできているので、それからすると地方自治法上の制度のことをきちっと協議をして決めていくという場が法律上できているのならば、そちらを主体として使っていくべきだということだけは申し上げておきたいと考えております。

○広域連合長（井戸敏三） そのほかにございませんか。

では私から最後に一つだけですね。ぜひ閣議決定を急いでいただいて、国会に提案していただき、審議をして、成立を今国会で諮っていただくようにお努めいただくよ

う、川端大臣をはじめ政務三役を含めました皆様方をお願いを申し上げておきたいと  
思います。これが一つです。

2番目としては、先ほど平井知事や仁坂知事も触れられておりましたけれども、政  
令で仕分け作業が残っちゃってるんですね。これ、実を言うと、枠組みつくったけれ  
ども仕分けがなかなか整理できなくて、結果として出先機関と関西広域連合への移譲  
事務と二本立てになる危険がかなりありそうなんです。これだけは絶対に避けるよ  
うな強い内閣としての方向づけを、閣議決定の際にでもしていただく、あるいは申し  
合わせていただくようなことが必要になるのではないかというふうにも思いますので、  
この点についてもぜひ強い意思を表示するという意味で御検討賜るとありがたいとい  
うお願い二つでございます。これは御返事はもう結構でございます。

そのほかにもございますか。

それでは、国の出先機関の現状と法案の内容につきまして、渡会次長から御説明を  
いただきました。大変お忙しい中、渡会次長、お越しいただきましてありがとうございます。  
我々としてはぜひ、法律が成立をして、そして26年度から事務移譲を受け  
て、適切な運営主体として責任を持って対応したい、このように強く決意をいたして  
おりますので、その決意に応じていただきますよう、最後に改めて要請をさせていた  
だきまして、お礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三） それでは続きまして、協議事項といたしまして、災害  
廃棄物の埋め立て処分に関する個別評価の国への申請につきまして、大阪湾広域臨海  
環境整備センターが、きのう環境省のほうに協議申請をされましたので、その経過も  
含めて御説明をいただいた後、それこそきのうまた、環境省のほうから変な通知がき  
ておりますので、その通知も踏まえた上で、取り扱い、今後の方針について御相談し  
たいと存じます。

それではまず、フェニックスのほうから御説明を賜りましたら幸いです。古川副理  
事長、お願いいたします。

○古川大阪湾広域臨海環境整備センター副理事長　　日ごろから当センターの事業の支援、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

大阪湾広域臨海環境整備センターの副理事長の古川でございます。座って説明させていただきます。

お手元の資料の協議2というところの資料でございます。

申請内容につきましては、もう簡単な表でまとめておりますが、まずこれの申請に至るまでの経緯について、簡単に御説明申し上げます。

申請理由のところをごらんください。

まず、24年の3月、関西広域連合様のほうから私どものセンターに要請がございまして、国の個別評価に向けての検討について、しっかりやれよということで要請を受けました。これにつきましては、私どものほうとしましては、ここに書いてありますように基本方針を定めまして、四つの処分場についての検討を進めてまいりました。

まず第一段階としましての6月29日の理事会で中間報告を行っております。

お手元の資料のページ数の載っております1、2、3というところの横長の資料のほうをごらんください。

お手元の資料の参考と書いておりまして、埋立処分場（管理型）の埋立進捗状況等の表でございます。こういう形で私ども四つの処分場の現在管理運営を行っておりますので、それぞれ尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖、それぞれ四つの処分場の現況及び課題と言いますか、法的な課題も含めまして整理をしました。さらに右の欄に書いておりますように、各処分場の最終的な土地の処分者、所有者でございます港湾管理者の方々からの意見も集約したところでございます。

一つ戻っていただきまして、ページ数2と書いているところの縦長のほうでございますが、個別評価を実施する処分場の選定経緯ということで、その一つ前のページ、ページ数2で打っておりますが、ここに書いております。四つの基本方針に基づきまして、選定を進めました。もう中味は、少し長くなりますので結果として申し上げます。

すと、以上のことからと書いているところでございます。センターの基本方針を満たす処分場としては、尼崎沖処分場と泉大津沖処分場となることから、両処分場を個別評価の対象として選定したということの選定経緯をもちまして、お手元の資料の、もう一度協議2のほうに戻っていただきたいんですけども、協議2のほうに書いておりますように、まず申請内容としましては、経緯踏まえまして、対象の処分場としましては尼崎沖処分場、泉大津沖の処分場それぞれ、それから対象エリア面積としましては尼崎が10ヘクタール、泉大津沖につきましては1.8ヘクタール。また想定した埋立量というのを、私どものほうも少し想定しておりまして、焼却灰ベースでございますが、尼崎が約28万トン、泉大津沖が約2万トンという形で想定をした上での申請を昨日行いました。

なお、一つページをめくっていただきまして、それぞれの処分場の対象区画を航空写真でお示ししております。図の1の尼崎沖の処分場の部分、着色部分のところが、ちょうど私ども処分場の一番先端部のところで約10ヘクタールの部分でございます。それからその裏のページ、図2、泉大津沖処分場でございます。ここも同じく着色した部分でございますが、ちょうど少し茶色い部分が残っているところの池という、ポンドと呼んでいますけれども、その周辺部の約1.8ヘクタール、これを対象として今回選定しているところでございます。

以上、申請内容としましては、以下の内容につきまして昨日、環境省のほうに申請を行ったということでございます。報告のほうは以上で終わらせていただきます。

○広域連合長（井戸敏三）      ありがとうございます。

これ、このフェニックスの申請経過と申請内容についての御説明がございましたが、御質疑等ございますでしょうか。

非常にプリミティブな話で恐縮ですが、想定埋立量が焼却灰ベースで28万トン、2万トンですので、災害がれきがこのままの量になるということではないんですよ。結局、混焼率、どれくらいで燃すかということで、災害がれきの受入量が決まってく



るといふことになりますので、その辺、きょうの新聞など見ていると、あんまり認識されずに、28万トンの2万トンだから30万トンというような、受け入れボリュームみたいな形で報道されたりしてましたので、念のために災害がれきの受入量ではない。通常のごみと一緒に焼いた焼却灰ベースでのボリュームだということをお承知おきいただきたいと存じます。

古川さん、それでいいんですね。

それでは、きのう、この申請がされた後、環境省のほうから宮城県の災害がれきの処理の第二次処理計画がまとまったから、それに基づいたら、これは近畿地方環境事務所の廃棄物リサイクル対策課の課長さんの名前できているメールですけれども、フェニックスでの受け入れ等を前提に焼却処理を検討していただいている自治体におかれましては、広域処理の要請がなされないこととなりますので、よろしくお願ひしますというメールが入っているんです。ちょっとこの件について、事務当局のほうからコメントあればしてください。

○兵庫県農政環境部環境管理局長（森川格）　　これ、メールは地方環境事務所からまいっておりますけれども、環境省のほうに現時点で確認がとれている状況では、その省としてこういう方針を今出しているという確認はまだとれていないという、あくまでも地方環境事務所としてメールがきているという認識でございます。

○委員（山田啓二）　　それはどういう意味ですか。要するに省のほうに聞かれたときに、省としてはまだそういうものを正式決定してないということ若干違う言い方をしているのか。

○兵庫県農政環境部環境管理局長（森川格）　　省のほうで正式決定したという回答がまだ、いろいろ電話したりしてはいますけれども得られていないという。

○委員（山田啓二）　　省のほうは何て言ってるんですか。

○兵庫県農政環境部環境管理局長（森川格）　　まだ決定しているという認識はないというふう聞いております。

○副連合長（仁坂吉伸） そしたら何で事務局がメールを送信するのか。

○広域連合長（井戸敏三） お手元にも資料があると思いますが、そのフェニックスの後に、宮城県のホームページからとった宮城県災害廃棄物処理実行計画、その82ページをごらんください。

そのため、焼却処理の広域処理のお願いに際しては、比較的早期に受け入れ態勢を構築いただけることを念頭に、現在調整中の自治体との協議を進めるほか、既に受け入れを実施していただいている自治体に今後の拡大の可能性も含め、引き続きお願いしたいと考えています。木くずについては、県内処理のさらなる拡大を図るとともに、近県を中心に引き続き再生利用をお願いしたいと考えています。

混合廃棄物から分別した後の不燃物を主体とした残渣物の最終処分については、まだ相当量の受入先が未定でありますから、引き続き御協力をお願いしたいと考えています。

どうもこれが宮城県の基本的な考え方のようなんですね。

これですね。現在調整中の自治体との協議を進め、さらに受け入れを実施している自治体にも、拡大の可能性も含め引き続きお願いしたいと考えていますと言うんですが、これで全部が処理し切れなかったら、また広域処理に戻ってくるかもしれないと読めますし、本当にいいんですねと今の段階で決めてしまって大丈夫かどうかというところが、今の環境省のそういう対応ぶりも見て、今の段階で私、皆さんとお諮りしながらなんでありますが、きのうの段階でフェニックスが個別評価をしてほしいという要請をしたばかりで、その返事はいただいてないんですね。協議に入る、入らないとかですね。ですから、その正式の返事をきちっと待った上で、また委員会でお諮りをして、関西広域連合としての取り扱いの基本的な考え方をまとめさせていただいたほうがいいのではないかなと、こう思っております、一出先の課長さんのメールで軽々に判断するには重たい課題過ぎるのではないかと、我々としてもフェニックスのほうがようやくアクションを起こしていただいた矢先でもありますので、そのフェニ

ックスの個別評価の進展を見守らせていただくということにさせていただいたらどうかということでお諮りをさせていただきたいと思います。フェニックスのほうはそれではよろしゅうございますか。

○古川大阪湾広域臨海環境整備センター副理事長　　まだ申請を行ったところでございますので、私どもも宮城県のこういう情報を急に聞いておりますので、当然このあたりについては、トータル的にやはり受け入れから最終処分という、コーディネートいただいている関西広域連合も、また各府県の方々の御意向も協議をさせていただいて、具体的な対応というものを考えていきたいと思っております。

○京都市長（門川大作）　　京都市ですけれども、関西広域連合が基準を定められたので、直ちに専門家委員会を立ち上げ、そして京都市の焼却施設の状況を視察すると同時に、専門家委員、学識者6名がそれぞれ手分けして、宮城県等に現地に視察に行き、話し合い等もやっておられます。その報告を聞くことになっているわけですが、第一報として聞いているのは、可燃物についてかなり進んでいるということでは実態のようでございます。その上で地域が最も望んでいる支援は何なのかということについて、今、議論を深めているところです。広域連合として、フェニックスがなければ焼却もできませんので、ぜひその個別調査を進めていただきたい。現地のニーズがかなり変わってきているということも、京都市の職員もそれから専門家委員のメンバーも現地へ行って話し合いをした中で、この数カ月で大きく前進しているということも事実のようですので、推移を見守りながら結論を出していきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　　はい、ありがとうございました。

これ、素直に読みますと、既に協議を進めている団体はお願いしますということですから、大阪市さんはお願いしますというふうに読めるんですけども、それではいいんでしょうか。

○副委員（田中清剛）　　大阪市は大阪府と一緒に岩手から木くずなどで3.6万トン、これはもう環境大臣が6月29日に見通しが立ったと発言されております

が、その見通しの中にも含まれてますので、淡々と。

○広域連合長（井戸敏三） 失礼しました。岩手からのがれきの処理の話でした。失礼しました。

○委員（松井一郎） 連合長、どちらにしましても、やはり環境省のほうのはっきりした考え方というのは、やっぱり大臣の考え方を正式に我々はそれは焼却の処理のときは正式にそういう形をお願いされたわけですから、出先の事務所だけじゃなくて、そこは早急に一度、どういう状況なのということだけはやっぱり問い合わせるべきだと思っうんですけどね。

○広域連合長（井戸敏三） 山田知事。

○委員（山田啓二） 先日の全国知事会議においても、この説明が非常に雑ではないかということで、実はもう既に知事会からも申し入れをしているところでありますので、申し入れをした直後にまたこういう申し入れというのは情けない話でありますので、ぜひともきちっとした形で問い合わせを正式にさせていただきたいと思っいます。

○広域連合長（井戸敏三） 御意見いただきましたように、やめたというのは非常に簡単なんですけれども、今までのどうも経過を見ていると、それだけで済むのかどうかの見きわめがなかなかつかない。先日の知事会でも、もう協力要らないんだというようなニュアンスでの通知なんだけれども、しかしそれで知事会全体として本当にいいんだろうか、だからきちんと継続した検討を進めながら、環境省なりのきっちりとした意向を確認した上で対応しようということになりましたので、私どもも同じように、フェニックスはフェニックスできちんとした照会をしているわけですので、それに対してこたえていただく。我々はこういう通知、メールをもらったわけですので、本当にいいんですねという意味での確認をきちっとさせていただいた上でお諮りをさせていただくことにしたいと思っいます。

私の兵庫県の実を言いますと立場からしますと、阪神淡路大震災でやはり県外協力をいただいております。そのようなことで、できれば兵庫県としては、最終処分場の

確保さえできれば協力したいと言っている市町が相当ございますので、そのような意思表示をきちっとしておきたい、そのためにもフェニックスのほうで個別評価を受けて、こういう形ならば処理できるぞということを、結論まで出していただいた上で協力するなら協力できるんだぞというようなこと、段階まで進めさせていただいた上で、それでも要らないよと言われたら要らないよというような運びにすべきではないかというふうに思っているところでありますが、この辺も含めまして確認の上でまた御相談をさせていただくということにさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、古川副理事長、ありがとうございました。

ぜひきちんとした環境省との対応を御相談いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項の1番であります、大飯原発の4号機のフル稼働に伴いますこの夏の節電目標の取り扱いでございます。報告1に書いておりますように、関西広域連合として6月の委員会で四つの理由、計画停電はさせない、昨年並みなんだから昨年並みを守る、それから他の地域へ迷惑をかけない、そして節電生活スタイルの定着を促進していく、この四つの理由でマイナス10%を維持しよう、産業にはできるだけ迷惑をかけないようにしていこうということを方針決定していただきました。その方針決定をこれからも踏襲させていただくという確認のペーパーでございます。これをこのような取り扱いで進めさせていただくことを確認させていただきますが、よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。

○副連合長（仁坂吉伸） 国が何か5%にするとおられたように、それで嘉田さんが提案されて、やっぱり我々は10%で堅持しよう、よかったと思うんですけども、何で国は5%をやめて、やっぱり我々に追随してきたんですかね。何か情

報ありますか。

○広域連合長（井戸敏三） 私も想像の域は出ませんが、我々が10と言っているのにげた外すわけにはいかないという配慮なんじゃないんでしょうか。と思います。ただ理屈の上からすると、四つのことを、今言いました四つのことをきちんと踏まえると、昨年、ピーク時のときの供給した発生源で330万kW原発が入ってたんですね。今度、大飯の3、4号で236万kWですから、やっぱり100万kW、昨年より原発自身の供給力が落ちてるんですよ。それなのに10%以下の目標に下げるとするのは、これ少し理屈も合わないので、そういう点も配慮されたんじゃないかなというふうに思っております。

嘉田委員の提案が1カ月前に確定していたことがこのようなことになった一番の要因ではないかと、このように思います。我々の先見性を誇らせていただいたらいかがでしょうか。

それでは、嘉田委員のほうから、報告をお願いします。

○委員（嘉田由紀子） 今のは多分、あれだけ計画停電、計画停電と脅しをかけていて、まあ警告ですけども、そして目標を5%にして、万一のことが起きたら、事業者としても国としても説明つかないということで、こちらの10%を受け入れていただいたのかと推測をしております。今の井戸連合長のお話ともかかわることです。

資料をごらんいただきたいんですが、関西電力さんから出されているものと、それから広域連合としての進捗状況について、今日の日付で出している両方がございます。2点、ざっと御報告させていただきますが、1点は、この夏、大変厳しい、万一のときには計画停電になるかもしれないことを踏まえながら、どういう努力をしてきたかということ、事業者としての努力と、それから広域連合としての努力について、御説明させていただきます。

関電さんの資料の1ページから3ページですけども、今回例えば家庭に対しては節電インセンティブ、トライアルで16万2,000件の申し込みがあったというこ

とです。ただ、対象となる世帯数は860万ですから、割合としては少ないんですけども、去年は全然やっていなかったところですから、新しい取り組みであります。

それから、法人のお客様というところでは、計画調整特約が2倍ほどになっております。ここも今年度、事業者として頑張っていたところなんです。それから、ダイヤモンドカットプランあるいはメガワットプランなど、いわゆるダイヤモンドサイドマネジメントですが、これを関電さんにおいて、かなり新しく入れていただいたところも評価できると思っております。

それから少し飛ばしまして、広域連合として努力してきたところで、家庭部門、これについては皆さんのところにお礼を申し上げないといけないんですが、今日、読売新聞さんのほうでお出かけ節電と名づけていただいて、これわかりやすいなど。各種の500事業者、約1,260施設、関西全体で参加いただいておりますので、これは節電もあるんですけども、やはり文化施設などでの夏休みの過ごし方、あるいは自然の中に出て親子で過ごすというようなところで、より健康的な過ごし方をしているものも期待をしております。それが努力の部分でございまして、結果的には7月2日からの需給状況の報告ですけども、先ほどの関電さんの資料の4ページをごらんいただけますでしょうか。今夏の需給状況、4ページ、黒いところが供給です。グラフの線が需要ですけども、20日までのデータ示されておりますが、これまでのところ最大電力は7月18日の2,552万です。この日には供給が2,900万ほどありますから、ここでも90%ぐらいということで、全体として9%から19%まで余裕があったということで、ある意味で去年よりはかなり、結果的には余裕が出ております。これは皆さんの節電努力がしっかり出ているということだろうと思います。

そういう中で、この後ですけども、油断せず引き続き節電の取り組みを続けていただきたいということで、10%というものの堅持、国にも認めていただいております。特にこの後、これまでも申し上げておりますように、火力発電がかなり老朽化しているということですので、突然切れることもあるかとも思われます。そういう中で、

今後とも節電努力はお願いしたいと思います。

それから関電さんには、もっと気温の関係と節電の関係、機能的にファンクショナルなデータを出してくださいと言っているんですが、まだ出ておりません。日数が少ないのでということなんですけれども、ここはもう少しどういう努力がどれくらい効果があったのかということも、次のときには、はっきりとデータを出していただきたいと思います。

いずれにしろ、5ページ、6ページにもございますけれども、気温の推移との関係ですけれども、家庭のほうではかなり気温と具体的な需要が関係として見えにくい。一方、業務用のところ、あるいは産業用のようなところはもう一貫して節電効果が出ているという図がございますが、これもう少し説明的にどういう努力が効果的だったのかということも、詳しくこの後求めていきたいと思っております。

以上、今までのところ、懸念していたような計画停電にならずかなり余裕がありますが、ただ、今後まだまだ予断を許さない状況でございますので、特に電気予報のデータを見ていただきまして、いざというときの緊急体制などは維持していきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。

特に何か御意見なり御質疑ございますか。

嘉田委員、宝くじとかですね。節電チャレンジの協力事業者と賞品とかですね。その一覧が。

○委員（嘉田由紀子） これは本当にそれぞれの企業など、御協力をいただきました。ホテルの券など、あるいは買い物のクーポンなどございますので、ぜひこれ、ホームページにもありますので御活用いただけたらと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 御協力ありがとうございました。

○委員（嘉田由紀子） また各府県本当に緻密に交渉いただきまして、それも改め



て感謝申し上げます。ありがとうございます。

○広域連合長（井戸敏三） 府県民の皆さんがこれらを活用していただいて、さらに節電努力をしていただくという意味で、周知をしていただきましたら幸いです。ありがとうございます。

それでは報告の2番目でございますが、ドクターヘリの活用につきまして、飯泉委員のほうからお願いいたします。

○委員（飯泉嘉門） このたび、大阪府さんのドクターヘリが京都府南部への運行開始をすることとなりまして、去る7月12日でありましたが、京都府、大阪府、そして関西広域連合との間で救急医療用のヘリコプター、つまりドクターヘリですが、その共同利用にかかる基本協定、こちらを締結をしたところであります。

今後としては、受入医療機関の調整を初めといたしまして、デモ運行また訓練を実施をいたしまして、本年の9月中を目途として、京都府南部への本格運行を開始をすることとなります。

また10月には、今度は徳島県のドクターヘリが徳島県全域、さらには兵庫県の淡路島、こちらを対象として運行を開始することとなっております、鋭意、今、準備を進めているところであります。

こうして関係する府県、皆さんの御協力のもと、計画に位置づけをさせていただきました。広域的なドクターヘリ、その運行体制が着実に実を結ぼうとしているところであります。今後、大阪府、また徳島県ドクターヘリにつきまして、平成25年度の広域連合への事業移管に向けまして、関係府県などとも密接に連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。

どうぞ。

○委員（山田啓二） 本当にありがとうございます。飯泉委員のいろいろな御配慮

には感謝いたしておりますし、大阪府には本当にお世話になりましたありがとうございます。

実はこのドクターヘリ、亀岡におきましての暴走事故のときに、既にそのときは協定もない中でも動いていただきまして、重傷者の救命のために御尽力をいただいたところでありまして、改めてお礼を申し上げたいというふうに思っております。これから、ドクターヘリの運航につきまして、またいろいろな面でお世話になると思いますが、改めてお礼を申し上げておきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　　そういう意味では、10月から徳島をベースとするドクターヘリが淡路をカバーしていただきます。どうぞまたよろしく願いをいたします。

今、私どもが検討しているのが、西播磨、播磨地区ですね。播磨地区のドクターヘリなんですが、これ県外に行くことがないんです。この取り扱いを、ドクターヘリの運航はもう広域連合の事務だというふうに割り切ってしまうというのがありますので、県単独で調整するよりは全体を調整したほうがいいかもしれませんので、これはもう少し議論を深めさせていただいた上で御相談をさせていただきたいと思っております。

それではこの点はよろしゅうございますね。

和歌山が残ってるんだよね。どうしますかね。

○副連合長（仁坂吉伸）　　もうちょっとやめてちょうだい。

ただし、従来から全部協力をやっていますので、25年で名前が変わったら、名前が変わった方と全部協力協定を更新して、それで実質は全く変わることはありませんので、近隣に貢献しているし、近隣からも助けていただいている。こんな感じでございます、ちょっと形の上で少し刺激が大きかったんで、ちょっと辞退させてもらいましたけれども、心は全く変わりませんので。

○広域連合長（井戸敏三）　　それでは、ドクターヘリの運航につきましても万全を

期していきたいと思えます。

最後になりましたけれども、この次回の連合委員会が8月23日、連合議会の開催前に開催することになりますので、よろしくお願ひします。

鳥取県さんにはお世話になります、準備と御協力をお願ひする次第でございます。

午前中に委員会をいたしまして、それで議会を開催しまして、視察は翌日。当日の午前中が、どういう日程ですか。言ってください。

○本部事務局総務課長（田中基康） この午前中は連合委員会をやりまして、午後、午後いっぱいかけて本会議をやりまして。その夕方に懇談会。懇談会を含めた懇親会があります。翌日の午前中にジオパーク等の視察を考えていただいているところでございます。

○広域連合長（井戸敏三） 24日。議会の翌日ですね。

それでは御承知おきいただきたいと思えます。

せっかくの機会でございますので、広域連合としての取り組み等につきまして、各委員の皆さんから御意見等ございましたらお願ひしたいと思えます。

ございませぬか。

それでは、以上をもちまして、第23回の関西広域連合委員会を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○本部事務局長（中塚則男） それでは、引き続きましてこの場で記者会見を行いたいと思えます。

よろしいでしょうか。5分ないし10分程度時間をとりたいと思えます。もし御質問があります記者、いらっしゃいましたら挙手をお願ひしたいと思えますが、いかがでしょうか。

じゃあ、どうぞ。

○読売新聞（坊記者） 読売新聞の坊と申します。

まず、がれきの焼却灰についての確認なんですけれども、環境省の出先機関の課長

さんからのメールだけではわからないので、きょうの時点では一時手続を停止するのではなくて、正式に環境省の意思を確認するまで、この安全評価の申請もしたので、とりあえず手続を進めるということでもいいのでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） 個別評価を環境省に申し出て、また環境省のほうから返答がない状況ですので、フェニックスとしてはそのまま継続して相談をし続けていくということでもあります。私どものほうはメールの一遍の通知でありますので、それから本省等に電話で連絡したところでは、どうもあいまいですから、きちんとした紹介をして、そしてその紹介をもとに、関西広域連合としての取り扱いを相談させていただくということに決めさせていただいたということでございます。

○読売新聞（坊記者） あともう一つすいません。出先機関改革についてなんですけれども、きょうもその法案を今国会で提案するよという意見が出されたんですが、広域連合の意思も一層鮮明になったと思うんですけれども、それでまず1点は、きょうこの東京で開催された理由を教えてくださいのと、もう一つ、ここで、東京で開催して、かつ関経連さんとも初めて一緒にやったことで、民主党に対してのアピールというか、プレッシャーになったかどうか。先ほど前原政調会長のほうにも、知事、行かれましたけれども、それで十分な働きかけが、アピールができたと思われるかどうか、教えてください。

○広域連合長（井戸敏三） 十分かどうかはともかくといたしまして、関西広域連合の活動ということを、いわば知っていただくためには、一度は東京に進出して、議論をすることが有効なんではないかということで、あえてきょう、このような会を持たせていただきました。またしかも関経連とのざっくばらんな意見交換会もさせていただきました。そのような意味では、関西広域連合の仕事というのは何なのか、役割というのは何なのかという意味でのアピールをすることができたのではないか、このように思っております。

効果があつたかどうか、これから、皆様方がどう報道していただくかにかかわって

いるのではないかと思いますので、ぜひ御協力と御支援をお願いしたいと思います。

○本部事務局長（中塚則男） よろしいですか。

では、ほかに御質問ございませんか。

では、これをもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

**閉会 午後 3時20分**